

国民年金

控除証明書を発行します
年末調整・確定申告まで保管を

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行されます。年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月から12月未までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、今年1月から9月未までの間に保険料を納付された方については、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

除料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができませんので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

控除証明書のご照会は、控除証明書のがきに表示されている年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】
南国年金事務所
☎088・864・1111

その他

あなたの会社、労働保険に入っていますか？

一人でも労働者（パート、アルバイトを含む）を雇った場合、事業主は労働保険に加入する必要があります。加入していない事業主は、ハローワークまでご相談ください。

【問い合わせ先】ハローワーク香美 ☎53・4171

地籍調査事業成果の
登記が完了しました

次の区域について、地籍調査事業の成果である地籍図・地籍簿の登記が完了しましたのでお知らせします。
【完了区域】香美市香北町河野の一部（平成22年度香美森林組合調査地区）

【完了日】平成25年8月27日
【問い合わせ先】建設課 地籍調査班
☎53・3118

香美iis商品券

香美市商工会は、今年も香美iis商品券を販売します。商品券は市内の香美iisの商品券加盟店で使用できます。

【金額】1セット1万円（商品券額面1万1千円）
【販売日】11月29日（金）・30日（土）
※1日千セット販売。一人3セットまで。
【販売場所】香美市商工会
【有効期限】12月1日（日）～平成26年2月28日（金）
【問い合わせ先】香美市商工会 ☎53・4111

国の教育ローン

国の教育ローンは、高校・短大・大学・専門学校等に入学・在学するお子さんをお持ちの家庭を対象とした公的な融資制度です。在学中は利息のみの返済が可能です。

【融資額】学生・生徒1人につき300万円以内
【使用用途】入学金・授業料・教科書代・借家の敷金や家賃
【利率】年2・55%。母子家庭または世帯年収（所得）200万円（122万円）以内の方は年2・15%（固定金利、平成25年7月10日現在）
【返済期間】15年以内
【返済方法】毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【問い合わせ先】教育ローンコールセンター ☎0570・008656（ナビダイヤル）
☎03・5321・8656



「そろそろ・・・はじめてみませんか？
太陽光発電のある暮らし！」
有限会社 サントップ
TEL (088)872-1122
〒780-0870 高知県高知市本町5丁目5番16号
E-mail: info@suntop-co.jp FAX (088)872-6622
http://www.suntop-co.jp
お見積り・シミュレーション無料で承ります。

国保
だより

加入・脱退の手続きをお忘れなく

次に該当する場合は、14日以内に届出をしてください。

国保に加入するとき

- ◆例えば…
①会社を退職したとき
②家族の健康保険の扶養家族でなくなった場合など
- ◆手続きに必要なもの
①健康保険資格喪失証明書
②認め印
※60歳から64歳までの方のうち、厚生年金や共済年金などから、老齢（退職）年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上加入していた方は、退職者医療制度の対象となります。年金証書、またはねんきん特別便、年金の被保険者記録回答票をご持参ください。

■問い合わせ先 市民保険課 保険班 ☎53-3115

国保を脱退するとき

- ◆例えば…
①会社に就職して、職場の健康保険に加入したとき
②家族の健康保険の扶養家族になるときなど健康保険の扶養に認定されると、認定月から国保税がかからなくなります。詳しくは、事業所または加入している保険者にお問い合わせください。
- ◆手続きに必要なもの
①新しくできた健康保険証
②国民健康保険被保険者証
③認め印
④高齢受給者証（70歳以上の方）
⑤限度額認定証等（お持ちの方）

平成25年秋の火災予防運動
11月9日（土）～15日（金）

消すまでは 心の警報 ONのまま（平成25年度全国統一防火標語）

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- ◆3つの習慣
・寝たばこは、絶対しない。
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ◆4つの対策
・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

月に1回は、住宅用火災警報器の点検・お手入れを！



■問い合わせ先 消防本部消防課予防係 ☎53-4176